⑹　落札者の決定方法　落札者は、上記３に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑺　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書による。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同様の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

⑼　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

⑽　手続における交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　施工体制に疑義が生じた場合には、確認のためのヒアリングを行う。

⒀　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の級別の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　詳細は、入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity Mamoru Ikebe, Director, North Kanto Defense Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Newly built construction of Warehouse in Kisaradu base

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 12 January 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 24 February 2010 (tenders brought with 12 : 00 P.M. 24 February 2010 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 24 February 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city 〒330―9721 TEL 048―600―1826

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月14日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長　小池　　裕

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　さいたま地家裁熊谷支部庁舎本館新営建築工事

⑶　工事場所　埼玉県熊谷市宮町１―68

⑷　工事内容　本工事は、さいたま地家裁熊谷支部庁舎本館新営建築工事である。

建物用途　裁判所庁舎、構造・階数　地上４階、塔屋１階　鉄骨造　建築面積約1,336㎡、延べ面積約5,385㎡、敷地面積約6,616㎡

⑸　工期　平成22年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約1,300㎥、鉄筋約70ｔ、鉄骨約650ｔ、ガラス約750㎡

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、支出負担行為担当官の承諾を受けなければならない。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている有資格業者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。

⑵　裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,200点以上であること。

⑹　平成11年度以降に次の要件を満たす新営の建築一式工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指す。

イ　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）地上３階建以上

ウ　建物規模　延べ面積4,000㎡以上

エ　工事種目　建築一式工事

⑺　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級建築施工管理技士と同等の能力を有するものと認定されたものをいう。

イ　平成11年度以降に上記２⑹の基準を満たす工事の経験を有する者であること。

ウ　申請書の提出期限の日において、申請者と３箇月以上の雇用関係にあること。

エ　監理技術者資格者証を有する者であること。

オ　監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者であること。